

整理番号	12	実施部局	総務部	主務課	財政課	関係課	
項目名	柱 1	未来につながる行財政経営への変革					
	(2)	持続可能な財政構造の確立					
	①	中長期的に安定的な財政運営					
	ア	建設地方債の効果的な活用と健全化判断比率に留意した財政運営					
現状・課題		建設地方債残高については、過去に発行した地方債の償還により減少が続いている。 今後は、県有施設の老朽化対策や多発する自然災害に対する防災・減災対策、本県の将来の発展に資する社会資本整備などを着実に進めるための財源として、建設地方債を活用していく必要がある。					
取組内容		建設地方債を効果的に活用し、県民生活を支える防災・減災対策、地域経済の活性化に向けた社会資本整備、維持管理コストの軽減につながる県有施設の長寿命化などを着実に進め、千葉県を持続的に発展させることで、税収の増加につなげ県民の将来負担の軽減を目指す。					
目標		・県の将来の発展に向けた建設地方債の効果的な活用 ・令和2年度決算における健全化判断比率の水準の維持 【現状】R2年度：将来負担比率 135.6%、実質公債費比率 8.6% 【目標】R6年度：R2年度水準の維持					
取組工程		・予算編成過程における事業の精査					
	R 4 年度		R 5 年度		R 6 年度		
	予算編成過程における事業の精査		予算編成過程における事業の精査		予算編成過程における事業の精査		
効果		・将来を見据えた適切な投資を行うことで県の持続的な発展を実現する					

整理番号	13	実施部局	総務部	主務課	財政課	関係課	
項目名	柱 1	未来につながる行財政経営への変革					
	(2)	持続可能な財政構造の確立					
	①	中長期的に安定的な財政運営					
	イ	県有施設長寿命化等推進基金をはじめとした基金の更なる確保・活用					
現状・課題		これまでの財政健全化計画における取組により、一定規模の基金残高を確保することができたが、激甚化する自然災害や感染症の拡大による財政需要の増加、経済状況の変化による歳入の減少などの懸念がある。 また、今後多額の財政負担が予想される県有施設の老朽化対策にも備える必要がある。					
取組内容		県有施設の老朽化対策に係る後年度の財政負担に備えるため、財政状況を勘案しつつ県有施設長寿命化等推進基金の更なる積立に取り組むとともに、同基金を効果的に活用して県有施設の長寿命化を推進する。 また、財政調整基金については、歳入の確保や予算編成過程における事業の精査、予算執行段階での経費の節減等により取崩額の縮小に努める。					
目標		・県有施設長寿命化等推進基金の更なる積立と県有施設の長寿命化を促進するための基金の活用 ・財政調整基金の取崩額の縮小					
取組工程		・予算編成時における基金の確保・活用の検討					
		R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度			
		予算編成時における 基金の確保・活用の検討	予算編成時における 基金の確保・活用の検討	予算編成時における 基金の確保・活用の検討			
効果		・基金の更なる確保・活用により、機動的な財政運営が可能となる					

整理番号	14	実施部局	総務部	主務課	財政課	関係課	
項目名	柱 1	未来につながる行財政経営への変革					
	(2)	持続可能な財政構造の確立					
	①	中長期的に安定的な財政運営					
	ウ	地方財政制度の改善に向けた国への働きかけ					
現状・課題	地方政府が安定的な財政運営を行うためには、地方政府が独自に実施する行財政改革に加え、国が定める地方財政計画における一般財源総額の確保や国庫補助負担金制度の見直しなどにより、地方税財源の充実強化を図る必要がある。						
取組内容	地方財政計画における地方税や地方交付税などの一般財源総額の確保、地方交付税の法定率の引上げなど臨時財政対策債の廃止を含めた抜本的な見直し、国庫補助負担金における県の超過負担の解消などについて、県単独での要望や全国知事会での要望など、あらゆる機会を通じて国に働きかける。						
目標	県単独での要望や知事会を通じた要望など、あらゆる機会を活用した要望活動を行うことで、地方税財源の充実強化を図る						
取組工程	・県単独での要望 ・全国知事会、関東地方知事会、九都県市首脳会議など、地方団体を通じた要望	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度			
	あらゆる機会を通じた国への要望	→	あらゆる機会を通じた国への要望	→	あらゆる機会を通じた国への要望	→	
	・地方税財政制度の改正による自立的で安定的な財政構造への転換						

整理番号	15	実施部局	総務部	主務課	税務課	関係課	市町村課
項目名	柱 1	未来につながる行財政経営への変革					
	(2)	持続可能な財政構造の確立					
	②	県税収入等の財源確保					
	ア	徴収対策の強化等による県税収入の確保					
現状・課題		県税の収入未済額は、ピークの360億円（平成21年度）から、令和2年度は181億円（新型コロナウイルス感染症等による徴収猶予の特例を除くと126億円）と大幅に縮減したものの、県税徴収率は全国最低レベルに留まっている。 特に収入未済額の約8割を占める個人県民税の徴収率は全国最下位であり、県内54市町村中49市町村が全国平均を下回る状況であるため、個人県民税を中心に徴収率の向上を図る必要がある。 また、調定額に占める滞納繰越分の割合が全国平均より高いことから、差押財産の換価を促進するとともに、納税者の納税能力を的確に見極めた上で、滞納処分の執行停止等を促進していく必要がある。 なお、法人県民税の超過課税は、平成29～令和2年度までの4年間で134億円の収入を確保したが、都市基盤整備・砂防及び医療・福祉施設の整備等の一層の推進に要する費用に充てるため、継続が必要である。					
取組内容		現年課税分の年度内徴収の徹底と滞納繰越分の早期完結に向けて県税の徴収対策を一層強化し、県税収入を確保するとともに、法人県民税の超過課税を継続する。					
目標		○徴収率 ・県税全体 【現状】R2年度末：97.7% 【目標】R6年度末：98.8% ・個人県民税 【現状】R2年度末：95.6% 【目標】R6年度末：96.9% ・自動車税（種別割）【現状】R2年度末：98.8% 【目標】R6年度末：99.5% ○超過課税（法人県民税法人税割） 【現状】R2年度：28億円 【目標】R4～6年度：105億円					
取組工程		○納期内納付率の向上 ・納税啓発・広報の強化（納期内納付の向上に向けた広報等の推進） ・個人住民税の特別徴収の徹底（地方税電子申告システムの利用促進、県内統一的な広報活動の実施等） ・納付手続の多様化、キャッシュレス納付の推進 ・eLTAXの利用促進 ○市町村支援の強化 ・個人県民税の直接徴収の強化（徴収体制の強化・対象拡充） ・市町村の徴収技術の向上（研修生の受入れ等）、徴収に係る連携強化（共同催告・徴収、合同捜索・公売等） ○財産調査の早期着手と差押処分の徹底 ・現年課税分の年度内徴収の徹底（速やかな財産調査、差押処分を中心に年度内の完結を図る。） ・滞納繰越分の早期完結に向けた徴収対策の徹底（累積滞納事案について、現地調査等を含む徹底した財産調査に基づき、滞納処分継続又は処分停止の見極めを促進し事案の完結を図る。） ○法人県民税の超過課税の継続					
		R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度			
	○納期内納付率の向上 ・納期内納付率等の向上に向けた広報等の検討		特徴率、納期内納付率の向上に向けた広報等の実施				
	○市町村支援の強化 ・個人県民税の徴収対策の推進 直接徴収、市町村研修生受入れ、徴収体制の支援（共同滞納整理、短期派遣等）						
	○財産調査の早期着手と差押処分の徹底 ・現年課税分の年度内徴収の徹底 ・滞納繰越分の早期完結に向けた徴収対策の徹底						
	○法人県民税の超過課税の継続						
効果	・多様な県民サービスを提供するための財源確保						

整理番号	16	実施部局	総務部	主務課	財政課	関係課	資産経営課・出納局
項目名	柱 1	未来につながる行財政経営への変革					
	(2)	持続可能な財政構造の確立					
	②	県税収入等の財源確保					
	イ	自主財源の確保					
現状・課題		多様な県民ニーズに対応した施策を安定的に実施するため、県税収入の確保に加え、様々な手法により自主財源を確保していかなければならない。					
取組内容		未利用県有地等の売却や県有資産を活用した収入確保、効率的な資金運用、使用料・手数料の見直しに取り組み、自主財源を確保する。					
目標		3年間で18億円の歳入を確保する 【現状】R2年度：5.9億円 【目標】R4年度：6億円、R5年度：6億円、R6年度：6億円					
取組工程		・未利用県有地等の処分 ・県有資産を活用した収入確保（庁舎等への自動販売機の公募設置、印刷物等への広告掲載等） ・効率的な資金運用 ・使用料・手数料の見直し					
	R 4 年度		R 5 年度		R 6 年度		
	財源確保に向けた年間を通じた取組	→	財源確保に向けた年間を通じた取組	→	財源確保に向けた年間を通じた取組	→	
効果		・多様な県民サービスを提供するための財源確保					

整理番号	17	実施部局	総務部	主務課	税務課	関係課	財政課
項目名	柱 1	未来につながる行財政経営への変革					
	(2)	持続可能な財政構造の確立					
	②	県税収入等の財源確保					
	ウ	寄附金収入の確保					
現状・課題	全国の自治体の寄附受入額が年々増加する中、本県では寄附受入額が全国的に低い水準となっており、寄附の受入れ態勢の強化が必要である。						
取組内容	寄附金収入の確保に向け、本県の魅力や施策に対する共感を育むとともに、寄附に係る税制の周知、寄附手続きのデジタル化による利便性向上、使途選択制の導入をはじめとした寄附環境の整備、受入れた寄附金の活用状況の公表など、寄附の裾野の拡大に取り組む。						
目標	【現状】R2年度：0.1億円／年 【目標】R6年度：1億円／年						
取組工程	○積極的な広報周知 ・ホームページ等で情報発信 ・寄附金使途の提示 ○寄附手続きの電子化						
	R 4 年度		R 5 年度		R 6 年度		
	積極的な広報周知	→	積極的な広報周知	→	積極的な広報周知	→	
	寄附方法の拡充	→	寄附方法の拡充	→	寄附方法の拡充	→	
効果	民間ポータルサイトの活用	→	民間ポータルサイトの活用	→	民間ポータルサイトの活用	→	
	・寄附文化の醸成 ・寄附受入れ体制の整備による寄附金収入の拡大 ・寄附金受入業務の効率化						

整理番号	18	実施部局	総務部	主務課	財政課	関係課	
項目名	柱 1	未来につながる行財政経営への変革					
	(2)	持続可能な財政構造の確立					
	③	事務事業の不断の見直し					
	ア	当初予算編成における事務事業の見直し					
現状・課題	厳しい財政状況の中で新たな県民ニーズに対応していくためには、歳入の確保に加え、事務事業の見直しにより財源を確保する必要がある。						
取組内容	当初予算編成過程において、既存の事務事業については、事業そのものの必要性や事業手法の妥当性、費用対効果等を検証し、事業の補助対象や委託内容の見直し、所期の目的を達成した事業の縮小・廃止などを行う。						
目標	3年間で一般財源ベースで33億円の歳出を抑制する 【現状】R3年度当初：10億円 【目標】R4年度当初：13億円、R5年度当初：10億円、R6年度当初：10億円						
取組工程	・ 当初予算編成における事務事業の見直し						
	R 4 年度		R 5 年度		R 6 年度		
	当初予算編成における 事務事業の見直し	→	当初予算編成における 事務事業の見直し	→	当初予算編成における 事務事業の見直し	→	
効果	・ 新たな県民ニーズに対応するための財源確保						

整理番号	19	実施部局	総務部	主務課	資産経営課	関係課	
項目名	柱 1	未来につながる行財政経営への変革					
	(2)	持続可能な財政構造の確立					
	④	資産マネジメント					
	ア	公共施設等の総合的・戦略的なマネジメント					
現状・課題		県が保有する橋梁・河川施設等の社会基盤施設や庁舎・学校等の県有建物は、高度経済成長期に集中して整備されており、今後大規模改修や更新のための費用の増加が見込まれていることから、公共施設としての安全・安心が求められる行政サービス水準を確保しながら、財政負担の軽減・平準化や将来的な人口減少等を見据えた施設総量の適正化が必要となる。					
取組内容		社会基盤施設については、個別施設計画等に基づき、老朽化した施設の計画的な予防保全型の維持管理等を実施する。 また、庁舎・学校等の県有建物については、千葉県県有建物長寿命化計画等に基づき、老朽化した施設の計画的な建替・改修や予防保全型の維持管理を進めるとともに、出先機関等の庁舎の集約化や統廃合による建物の総量縮減などに努める。					
目標		○社会基盤施設 ・個別施設計画等に基づき、老朽化した施設の計画的な予防保全型の維持管理等を実施する。 ○県有建物 ・千葉県県有建物長寿命化計画に基づき、整備計画Ⅰ期に位置づけた施設の大規模改修・建替えの整備について、令和4年度に13施設着手する。					
取組工程	○社会基盤施設 ・個別施設計画等に基づく取組の実施 ○県有建物 ・整備計画Ⅰ期に位置づけた施設等に係る長寿命化対策の実施 ・県有建物長寿命化計画の改訂作業（整備計画Ⅱ期の見直し、Ⅲ期の策定等） ・整備計画Ⅱ期に位置づけた施設等に係る長寿命化対策の実施 ・維持管理計画書の作成	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度			
	○社会基盤施設 個別施設計画等に基づく取組の実施	→	個別施設計画等に基づく取組の実施	→	個別施設計画等に基づく取組の実施	→	
	○県有建物 整備計画Ⅰ期に位置づけた施設等に係る長寿命化対策の実施	→	整備計画Ⅰ期に位置づけた施設等に係る長寿命化対策の実施	→	整備計画Ⅰ期に位置づけた施設等に係る長寿命化対策の実施	→	
	県有建物長寿命化計画の改訂	→	整備計画Ⅱ期に位置づけた施設等に	→	整備計画Ⅱ期に位置づけた施設等に	→	
効果	維持管理計画書の作成	→	維持管理計画書の作成	→	維持管理計画書の作成	→	

整理番号	20	実施部局	総務部	主務課	資産経営課	関係課	
項目名	柱 1	未来につながる行財政経営への変革					
	(2)	持続可能な財政構造の確立					
	④	資産マネジメント					
	イ	更なる民間活力の導入					
現状・課題	PPP/PFIについては、北総浄水場排水処理施設整備更新事業（平成21年度事業契約締結）を最後に、導入実績がない状況となっており、「千葉県PPP/PFI手法活用ガイドライン」に基づき、PFI手法の導入検討を行っているものの、案件形成にはいたっていない。 また、千葉県広告事業実施要綱を定め、様々な広告媒体による財源確保に取り組んでいるが、新たな財源確保についても検討する必要がある。						
取組内容	「千葉県PPP/PFI手法活用ガイドライン」に基づき、Park-PFIを含めたPPP/PFI手法の導入案件の形成を目指すなど、公共施設を活用した更なる民間活力の導入に向けた取り組みを行う。 また、新たな財源確保の取組みとして、県有施設へのネーミングライツの導入検討を行う。						
目標	・ PPP/PFIについては、「千葉県PPP/PFI手法活用ガイドライン」に基づき、個別案件ごとに予備検討を実施し、Park-PFIを含めたPPP/PFI手法の導入案件の形成を目指す。 ・ ネーミングライツについては、現状は未導入であるが導入可能施設の洗い出しなどを行い、導入案件の形成を目指す。						
取組工程	○PPP/PFI ・ 「千葉県PPP/PFI手法活用ガイドライン」に基づくPPP/PFIの導入検討の実施及び導入案件の形成 ○ネーミングライツ ・ 導入検討の実施	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度			
	○PPP/PFI (Park-PFIを含む) 導入検討及び導入案件の形成	導入検討及び導入案件の形成	導入検討及び導入案件の形成	導入検討及び導入案件の形成			
	○ネーミングライツ 導入検討	導入検討	導入検討	導入検討			
効果	・ PPP/PFI事業では低廉かつ良質な公共サービスの提供や財政支出の平準化等を図ることができる。 ・ ネーミングライツの導入によって対象となる施設等の維持管理及び運営等に資する安定的な財源確保が図られ、県民サービスの質の向上につながる。						

整理番号	21	実施部局	総務部	主務課	総務課	関係課	各債権管理所属
項目名	柱 1	未来につながる行財政経営への変革					
	(2)	持続可能な財政構造の確立					
	⑤	債権管理の適正化					
	ア	税外債権の管理徹底や債権回収の強化・効率化					
現状・課題		税外債権については、「債権管理適正化の手引（平成20年11月策定）」及び「徴収困難な債権に関する基本的な考え方について（平成28年度総務部長通知）」により、適正化に向けた取組を進めており、引き続き管理の徹底や債権回収の強化・効率化を図っていく必要がある。					
取組内容		各債権管理所属の担当者が、地方自治法、地方自治法施行令等の債権管理に係る法令の内容への理解を深め、より適切な債権管理を行えるように取り組む。 また、徴収困難な債権に関しては、サービスーサーや弁護士に債権回収業務を外部委託することなどによって債権回収の強化を図る。 さらに、債権回収や債権放棄に関して条例で定めている都道府県もあることから、効率的な債権管理を行っていくために、条例制定の可能性についての調査や研究を行う。					
目標		・各債権管理所属の担当者が、債権管理に関する法令への理解を深め、より適切な管理を行えるようになる。 ・「債権回収業務の外部委託」を推進する。 ・債権管理条例の制定について、他の都道府県の状況等を参考にしながら検討する。					
取組工程		・研修の実施により、各債権管理所属の担当者の債権管理に対する知識の向上を図る。 ・「債権回収業務の外部委託」の効果の検証及び外部委託を推進する。 ・債権管理条例の制定について、論点を整理するなどして、具体的に検討する。					
	R 4 年度	研修・外部委託の推進	R 5 年度	研修・外部委託の推進	R 6 年度	研修・外部委託の推進	
		→		→		→	
	条例制定に係る論点整理等	→	条例制定に係る検討	→	条例制定に係る検討	→	条例制定に係る検討
効果		・研修を行うことにより、「担当者の債権管理に係る理解の促進」に繋がり、税外債権の管理や債権回収の強化及び効率化が期待できる。 ・サービスーサーや弁護士など「債権回収業務の専門家への外部委託」を推進することにより、徴収困難な債権の回収の促進が図られる。 ・条例制定に係る具体的な検討を行うことにより、効率的な債権回収・債権放棄の在り方について整理することができる。					